

玉ねぎ黒腐菌核病防除補助事業 「薬剤購入費補助事業」の概要

黒腐菌核病は、糸状菌（カビ）によって枯死する病害で、感染力が強く、まん延防止のためには、産地でまとまって対策する必要があるため、タマネギ生産者が購入する土壤消毒剤の購入経費の一部を助成するものです。

補助対象者

東海市内に住所を有する農業者又は農業法人

※申請は、農地基本台帳に基づく、農業経営体単位とし、同一経営体からの申請は1回限りです。

補助対象

- ① 令和6年度に購入した土壤消毒剤
 - ② 黒腐菌核病防除に有効なもの
 - ③ 令和6年度中に使用する薬剤購入費
- ※ 薬剤の銘柄は指定しませんが、石灰窒素などの汎用性の高いものは対象外となります。

主な対象薬剤

- バスアミド
- ディ・トラペックス
- キルパー

補助額

玉ねぎ黒腐菌核病防除薬剤購入費の2分の1以内

※100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額が補助額です。

申請方法

- 1 主にあいち知多農業協同組合から防除薬剤を購入している方
西部総合営農センター(0562-35-1551)へお問い合わせください
- 2 主にあいち知多農業協同組合以外から防除薬剤を購入している方
①補助金交付申請書（様式は農務課窓口で配布又は農務課HPよりダウンロード可）及び②事業計画書・収支予算書を東海市役所農務課（5階）へ提出してください

申請期間

令和6年5月1日（月）から薬の散布期間が終了する令和6年秋口頃まで

◆よくある質問◆

Q 令和7年度に使用する薬剤も申請することができるか？

A 今回、対象とする薬剤は令和6年度中に畑で使用する玉ねぎ黒腐菌核病の防除薬剤です。
在庫として抱える薬剤は対象外です。

※ 玉ねぎ黒腐菌核病防除補助事業に関するお問い合わせは東海市役所農務課（5階）農業振興グループ（☎052-603-2211/0562-33-1111）へ。